

人付きリース問題への対応について

1. 人付きリースの現状等

【人付きリース】

人付きリースとは、港湾運送事業主が荷役機械の貸与業者（リース業者）から荷役機械を運転手付きで借り受けること。

作業形態が労働者派遣である場合には、労働者派遣法違反（港湾運送業務への派遣禁止（第4条））となるおそれがある等の問題があるため、抜本的な解消の達成に向けて、**港湾労使の協力により積極的な対応を進めてきたところ。**

【人付きリースの現状】

これまで、港湾労使による取り組みにより大幅に解消したことを踏まえ、港湾雇用安定等計画には盛り込まないこととしたものの、**完全には解消されていないことから、東京及び神奈川において、継続的な個別指導を実施したところ。**

平成4年度 月平均延べ数 10,680台 → **平成26年度1月末現在 月平均延べ数 67台**

2. 解消に向けた具体的な取組み

- 人付きリースの実績がある事業所へのヒアリングを指示。
- 各事業所の実態を把握。
- 実態把握の内容をもとに解消方法について本省と労働局で協議。
 - ・ 機械のみのリースとする。 ・ 機械を買い取る 等
- 再度事業所を訪問し、人付きリースの解消を指導し、解消方法・計画について聴取。
- 事業主に解消計画の作成を依頼し、26年度末までに解消するよう指示し了解を得た。

3. 取組み結果について

東京

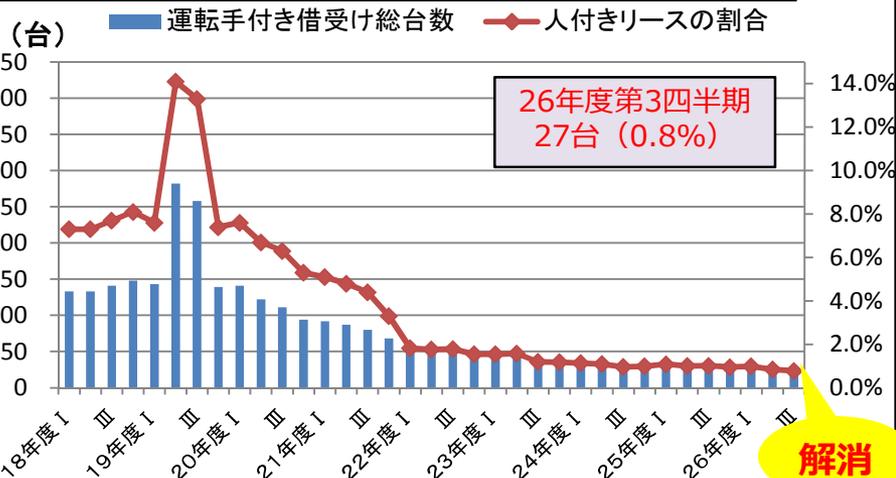
〈平成26年4月時点〉 〈平成26年度末時点〉

3 事業所 **0** 事業所

- 2事業所については、既に解消（5月末、12月末）
- 残りの1事業所についても、年度末までの解消を約束
- 平成27年1月中の人付きリース台数は16台

【解消の方法について】

機械のリースのみとする。作業については、自社の社員を配置することとする。



神奈川

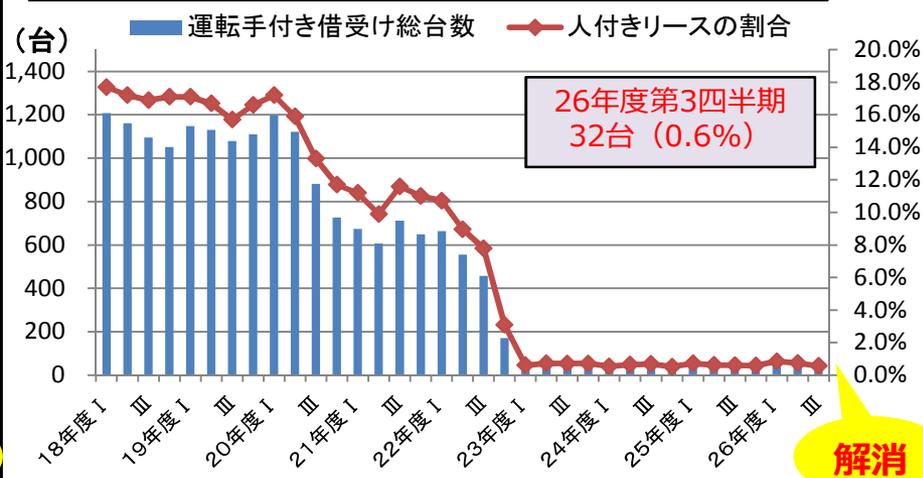
〈平成26年4月時点〉 〈平成26年度末時点〉

3 事業所 **0** 事業所

- 1事業所については、既に解消（9月末）
- 残りの2事業所についても、年度末までの解消を約束
- 平成27年1月中の人付きリース台数は22台

【解消の方法について】

機械のリースのみとする又は機械を買い取る。作業については、自社の社員を配置することとする。



4. 結論

人付きリースは年度末をもって解消するものの、再び使用されることのないように、行政として港湾のパトロール等を通じて引き続き注視していくこととする。